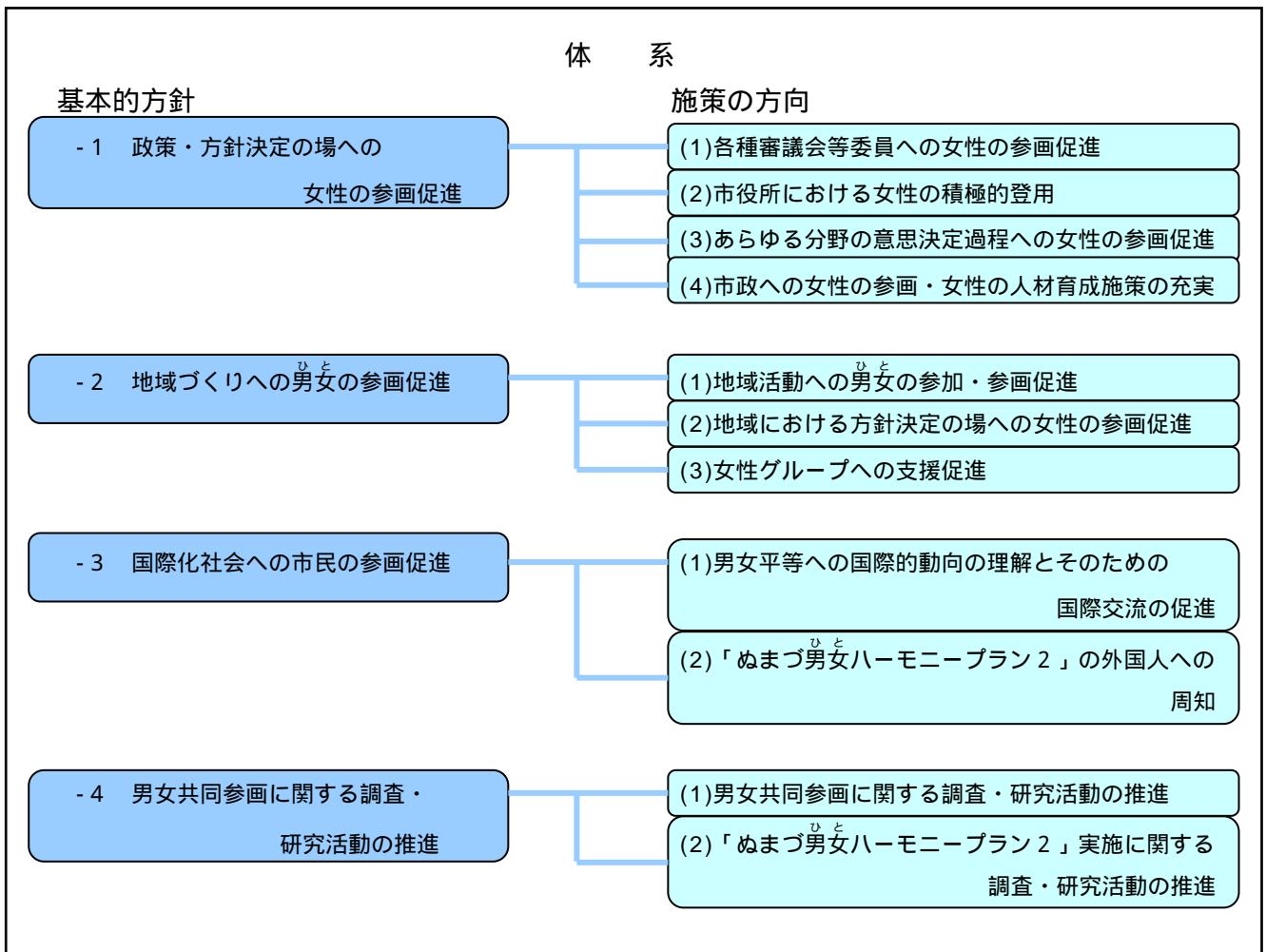


「男女共同参画社会」とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に、政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」です。（「男女共同参画社会基本法」）

男女が共に社会に参画し、人権を尊重しあう新しいまちづくりを行うためには、各種審議会等委員や管理職等、政策・方針決定の場に女性を積極的に登用し、女性の意見を具体的に取り入れることが必要です。そのためには女性リーダーの育成を進めるとともに、男性が積極的に家庭生活や地域活動に参画し、女性と男性があらゆる場で対等な関係をつくることが重要です。

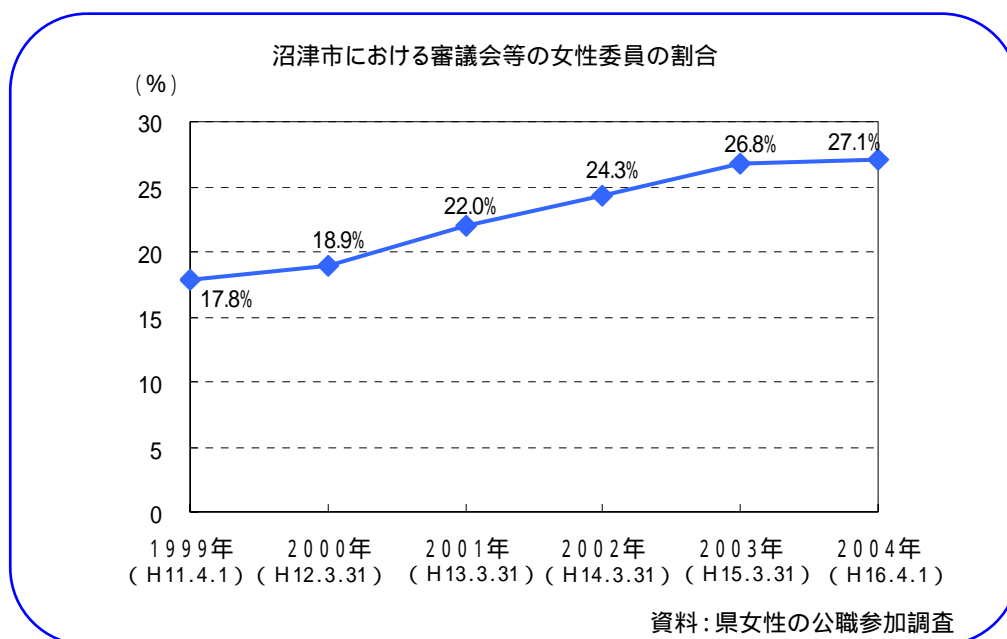
また、女性の地位向上が世界的な人権問題であるという認識を基に、地球的規模での人々の共生を考え、国際協力・国際交流を積極的に進めることが課題となります。いっそう進んだ男女共同参画社会をめざすためにも、男女共同参画についての調査研究を進めることも肝要です。



【基本の方針】 1 政策・方針決定の場への女性の参画促進

現状

- ・ 審議会等における女性委員の割合は、「ぬまづ男女ハーモニープラン」策定時の1999年（平成11年）4月1日では17.8%であったが、庁内において、各部門での女性委員の登用を積極的に進めたところ、2003年（平成15年）3月31日では、26.8%となり、プランの目標値（16年度末までに女性委員比率を25%を目指す）を2年早く達成することができました。また、2004年（平成16年）4月1日では、27.1%で、プラン策定時から9.3ポイントの増加が見られました。



課題

社会における女性の地位向上のためには、政策・方針決定の場に女性が参画し、具体的な施策に女性の意見を取り入れることが課題となります。

市政へ女性の参画を促進し、各種審議会等委員や市役所における管理職等に女性を積極的に登用することが必要です。また、女性の政策決定能力やリーダーとしての能力を高めるための教育・訓練とともに、女性自身も積極的に各種審議会等に参画する意識を高めることも必要です。

目標

- ・ 各種審議会等委員への女性委員の35%登用を目指します。
- ・ 管理職への女性の登用をより一層推進します。
- ・ あらゆる分野での女性の参画を促進します。
- ・ 市政に女性が積極的に参画できる機会を提供するとともに、女性自身の意識改革、人材育成・確保に努めます。

施策の方向

(1) 各種審議会等委員への女性の参画促進

審議会等委員への女性の積極的な登用により、委員構成比の男女平等への取り組みを進め、計画年度内に女性比率35%の実現を目指します。

具体的施策	主な取り組み	担当課
① 女性の参画状況の調査・研究	◆ 審議会等への女性の登用状況調査	政策企画課
② 審議会等への女性の参画促進のための指針の実行	◆ 「沼津市附属機関等の設置及び運営に関する指針」の徹底	政策企画課 関係課
③ 市審議会等の男女比率の平等化	◆ 審議会等への女性の参画促進 (目標：女性委員比率35%)	政策企画課 関係課

(2) 市役所における女性の積極的登用

市の施策・方針決定の場への女性の参画を推進するため、市役所や教育の場における女性職員の管理職等への登用や職域拡大を推進します。

具体的施策	主な取り組み	担当課
① 市女性職員の雇用の拡大	◆ 性別区分なしの職員募集の実施	人事課
② 市女性職員の管理職等への積極的登用	◆ 女性職員の管理職等への登用促進 ◆ 女性職員の能力開発研修	人事課
③ 性別にとらわれない配置及び職域拡大	◆ 女性職員の幅広い分野への配置	人事課
④ 教育の場における女性の管理職等への積極的登用	◆ 女性教員の管理職(校長、教頭)への登用促進	学校教育課

(3) あらゆる分野の意思決定過程への女性の参画促進

あらゆる分野において、諸団体の活動方針決定の場への女性の参画と、女性の登用を進めるための啓発活動を推進します。

具体的施策	主な取り組み	担当課
① 民間企業等への女性の登用・女性管理職登用の啓発	◆ 女性の能力活用、管理職への登用についての企業等への働きかけ	商工振興課
② 農林漁業関係・商工会関係団体における女性の登用・女性の役職への登用の啓発	◆ 各種団体における役員等への女性の登用についての働きかけ	商工振興課 水産海浜課 農林農地課
③ 自営業等での女性の登用・女性管理職登用の啓発	◆ 自営業等における女性管理職への登用についての働きかけ	商工振興課
④ 労働組合・市民団体・市民組織等への女性の登用及び女性役職への登用	◆ 労働組合・市民団体・市民組織等における役員等への女性の登用についての働きかけ	政策企画課

(4) 市政への女性の参画・女性の人材育成施策の充実

女性リーダーの人材育成を図るとともに、市長と語る会、その他各種懇話会等への女性の積極的参画を促進します。

具体的施策	主な取り組み	担当課
① 女性の人材育成のための研修機会の提供・支援	◆ 女性のエンパワメントのための講座等の開催	政策企画課
② 市政への女性の参画啓発と意見の反映の場づくり	◆ 市政懇談会等への女性の参加促進	政策企画課
③ 女性の人材バンクづくりの推進	◆ さまざまな分野で活躍する女性の人材の発掘	政策企画課

【基本の方針】 2 地域づくりへの男女の参画促進

現状

- ・ 地域活動における代表者の女性の割合は全国的にも低く、静岡県全体でのPTA会長の割合は約3%、自治会長は0.5%にとどまっています。
- ・ 沼津市においては、平成16年度の自治会の女性の会長の割合は0.4%(総数279人のうち女性は1人)であり、女性代表者の占める割合は極めて低い現状にあります。

課題

男女が住みやすい地域づくりを進めていくためには、女性の意見をまちづくりに反映させるとともに、積極的に地域活動に参加することが課題となります。

そのために、女性のエンパワーメント(力をつけること)を進め、地域活動の女性リーダーの育成や自治会活動等への女性役員の積極的な登用が必要です。またPTA活動等への男性の積極的な参加が必要です。

目標

- ・ 地域活動への男女の参加・参画を促進します。
- ・ 地域活動における方針決定の場への女性の参画を促進します。
- ・ 女性グループへの支援を促進します。

施策の方向

(1) 地域活動への男女の参加・参画促進

男女が住みやすい地域づくりをすすめるため、男女がともに自治会等の地域活動に参加・参画のための支援を行います。また、NPO・ボランティア活動への参加を促進するとともに活動支援を行います。

具体的施策	主な取り組み	担当課
① 地域への男女の参加・参画促進	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域防災訓練・コミュニティ活動への男女の参加促進 ◆ 地域活動における方針決定への女性の参画促進 	地域づくり推進課
② 地域における男女共同参画を推進する活動拠点の整備	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 現状の施設の効果的な活用の検討 	政策企画課
③ NPO・ボランティア活動への男女の参加・参画促進	<ul style="list-style-type: none"> ◆ NPO活動ネットワークの拡充 ◆ NPOに関する情報発信 ◆ ボランティアビューロの充実 ◆ 各種ボランティア講座の開催 	地域づくり推進課 社会福祉課
④ NPO・ボランティア活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> ◆ NPO活動ネットワークの拡充 ◆ マネジメント講座の開催 ◆ ボランティアビューロの充実 ◆ 各種ボランティア講座の開催 	地域づくり推進課 社会福祉課

(2) 地域における方針決定の場への女性の参画促進

地域リーダーへの女性の登用を働きかけることにより、地域活動の運営・活動方針決定の場への女性の参画を促進します。

具体的施策	主な取り組み	担当課
① 地域リーダーへの意識啓発のための研修会の実施	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 講演会・セミナー・出前講座等の開催 	政策企画課
② 地域における女性リーダー育成のための研修会の実施	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 女性のエンパワーメント（力をつけること）のための講座等の開催 	政策企画課
③ 自治会、PTA役員等への女性の登用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 自治会役員等への女性登用についての働きかけ ◆ PTA役員等の代表者への女性登用についての働きかけ 	地域づくり推進課 学校教育課

(3) 女性グループへの支援促進

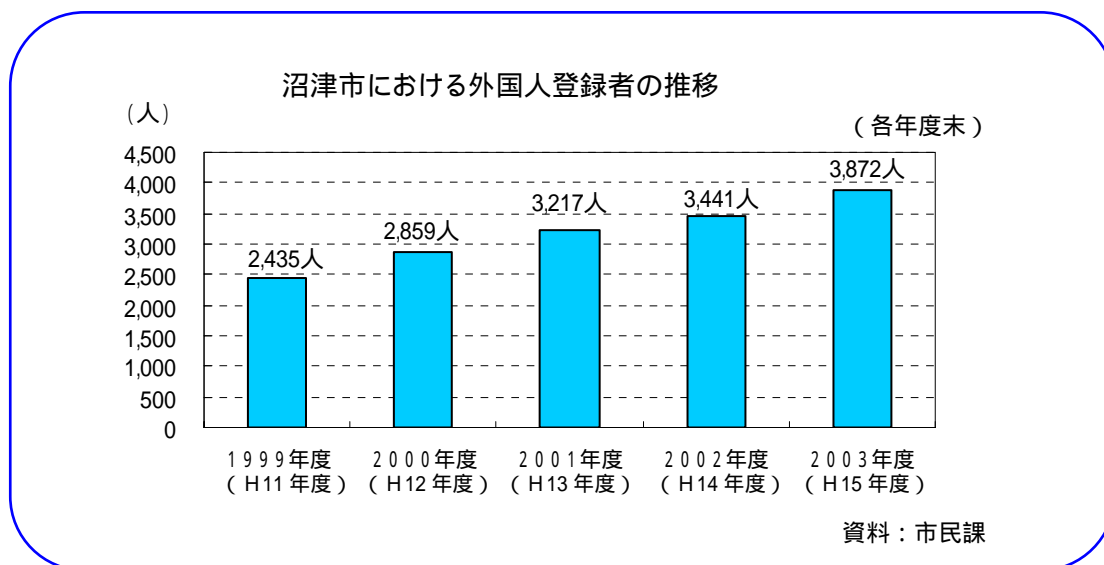
女性が有する経験や知識を活かす場となる女性グループへの支援を推進します。また、女性リーダーの育成に努めます。

具体的施策	主な取り組み	担当課
① 女性グループの育成と活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 男女共同参画推進グループ・女性グループの自主活動等への支援 	政策企画課
② 女性グループへの情報と場の提供	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 男女共同参画推進グループ・女性グループへの情報と場の提供 	政策企画課
③ 女性リーダーの育成と女性グループのネットワークづくりの支援	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 女性のエンパワーメント（力をつけること）のための講座等の開催 ◆ 女性グループ間の情報交換・交流支援 	政策企画課

【基本の方針】 3 国際化社会への市民の参画促進

現状

- ・ 沼津市国際交流協会（NICE）により、様々な国際交流、情報提供等が行われています。
- ・ 姉妹都市（米・カラマズ市）・友好都市（中国・岳陽市）との市民レベルでの交流を進めています。
- ・ 沼津市における居住外国人は年々増加していますが、「ぬまづ男女ハーモニープラン」の周知は十分ではありません。



課題

女性の地位向上は、世界各国の共通した人権問題であるとの認識を持ったうえで、諸外国の男女平等を知ることを通じた国際協力・国際交流の機会を持つことが課題となります。そのために、市民が気軽に、また積極的に参加できる国際交流の機会や学習機会を提供することが必要です。

また、地域に暮らす全ての人と一緒に男女共同参画社会をめざすため、広報による「ぬまづ男女ハーモニープラン2」の周知等在住外国人に配慮した施策を進めることが必要になります。

目標

- ・ 諸外国の男女平等を知ることを通じた国際理解と交流の促進を図ります。
- ・ 「ぬまづ男女ハーモニープラン2」の外国版パンフレット作成等在住外国人に配慮した事業を推進します。

施策の方向

(1) 男女平等への国際的動向の理解とそのための国際交流の促進

男女共同参画を推進するため国際的課題に対する共通理解や協力活動を支援します。

具体的施策	主な取り組み	担当課
① 女性差別撤廃条約等男女平等への国際行動の調査・研究	◆ 国際的な情報の収集・整理・提供の充実	政策企画課
② 諸外国における男女平等を知ることを通じた国際交流	◆ 各国のジェンダー問題や各国相互理解を深めるための国際交流の促進	政策企画課

(2) 「ぬまづ男女ハーモニープラン2」の外国人への周知

地域に暮らす全ての男女がともに男女共同参画社会の実現にかかわることができるよう在住外国人に配慮した事業を推進します。

具体的施策	主な取り組み	担当課
① プランの外国人への周知	◆ プラン概要の外国語版（英語・中国語・スペイン語・ポルトガル語）の作成・配布	政策企画課
② 男女共同参画に関する外国人からの相談体制の充実	◆ ドメスティック・バイオレンス（配偶者・パートナー等からの暴力）等外国人からの相談に対する通訳の支援充実 ◆ ドメスティック・バイオレンス（配偶者・パートナー等からの暴力）等外国人からの相談体制の充実	地域づくり推進課 社会福祉課

【基本の方針】 4 男女共同参画に関する調査・研究活動の推進

現状

- ・ 男女共同参画社会の実現をめざし、国においては、1999年（平成11年）10月「男女共同参画社会基本法」が公布・施行されました。
- ・ 沼津市においては、基本法に先立ち、1999年（平成11年）3月、「ぬまづ男女ハーモニープラン」を策定し、プランを指針に情報紙発行や市民意識調査の実施等様々な施策に取り組んでいます。

課題

男女共生を推進するためには、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」や「改正男女雇用機会均等法」等男女平等をめざす施策に沿った市の諸施策の見直しと検討が必要です。時代の要請にあった男女共同参画のあり方を検討するとともに、プランで提示された施策について、庁内各部門での実現化への努力と実施状況についての追跡調査が必要です。

また、2001年（平成13年）に静岡県が男女共同参画推進条例を定め、県内市町において条例化が進んでいる現状に鑑み、沼津市においても男女共同参画推進条例の制定が必要です。

目標

- ・ 市の諸施策における男女共同参画に関する実施状況の調査・研究活動を推進します。
- ・ 「ぬまづ男女ハーモニープラン2」の各部門における具現化の状況について、調査・研究活動を推進します。
- ・ 条例制定への準備を進めます。

施策の方向

(1) 男女共同参画に関する調査・研究活動の推進

男女共同参画社会の実現に向け、国・県・他市町村・教育研究機関・団体・市民等と連携し、男女共同参画に関する調査研究、情報収集に努めます。

具体的施策	主な取り組み	担当課
① 男女共同参画に関する調査・研究活動の推進	◆ 男女共同参画関連施策の資料・情報の収集 ◆ 男女共同参画に関する市民意識調査の実施 ◆ 男女共同参画推進条例策定準備	政策企画課
② 男女共同参画を推進する諸施策への反映	◆ 調査結果・資料を利用した施策成果の確認	政策企画課

(2) 「ぬまづ^{ひと}男女ハーモニープラン2」実施に関する調査・研究活動の推進

プランの進捗状況を把握・分析し、プランの各部門への反映と推進に努めます。

具体的施策	主な取り組み	担当課
① プランの進捗状況の把握	◆ プランの進捗状況の把握・整理	政策企画課
② プランの各部門への反映	◆ プランの進捗状況の点検・評価・公表	政策企画課